# 高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	
制定 平成25年11月11日	制定 平成25年11月11日	
改正 平成26年 1月24日	改正 平成26年 1月24日	
改正 平成26年 3月19日	改正 平成26年 3月19日	
改正 平成26年 8月14日	改正 平成26年 8月14日	
改正 平成27年 4月 1日	改正 平成27年 4月 1日	
改正 平成27年10月 6日	改正 平成27年10月 6日	
改正 平成28年 4月 1日	改正 平成28年 4月 1日	
改正 平成28年 9月27日	改正 平成28年 9月27日	
改正 平成28年12月26日	改正 平成28年12月26日	
改正 平成29年 4月 3日	改正 平成29年 4月 3日	
改正 平成31年 4月 1日	改正 平成31年 4月 1日	
改正 令和 元年 9月24日	改正 令和 元年 9月24日	
改正 令和 2年 4月 1日	改正 令和 2年 4月 1日	
改正 令和 4年10月 4日	改正 令和 4年10月 4日	
改正 令和 6年 4月 1日		
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)	
(補助目的、補助対象事業等)	(補助目的、補助対象事業等)	
第3条	第3条	
(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築	(1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築	
物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対	物(沿道ブロック塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対	
して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震	して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震	

旧 改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、令和8 改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、令和6 年3月31日までに着手された事業に限る。国、地方公共団体そ 年3月31日までに着手された事業に限る。国、地方公共団体そ の他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。) の他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。 第4条~第17条 第4条~第17条 (略) (略) 附則 (略) 附則 (略) (新 設) 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 経過措置 この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、 なお従前の例によることができる。

#### 新

# 別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

#### 別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者		市町村	
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に 要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は 建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注 1)	面積1,000 ㎡以内の部分は3,670円,7㎡以内面積1,000 ㎡以内の部分は 面積1,000 ㎡と超えて2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円/㎡以内 面積2,000 ㎡を超える部分は1,650円/㎡以内 ただし、設計関連の復元。第二者機関(注3)の 課定等の過度の概要的概算動所に至する費用以外の開 が定等の過度の概算動所に至いる ができる。	耐限改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率 (注4) を乗した額	の耐機化が必要な職業物の延床面積 (平方メートル)×51、200日 (平方メーレル)×51、200日 (平分・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について 技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月26日 国土交通省告予第184号) に基づき実施する耐震診 断であること。 は位置付けられることが確実なものであること。			
補助要件		○要安全確認計劃記載維集物(防災拠点)にかっ には、共職を定應が発生した場合においての 利用を確保する構造(注音)となるものに限る。 (最終計の完計後、原則として6年以内に工事に着手 するものに限る。	の耐震必修又は建物の結果により、地震に対して 安全へ推鳴とかるもの。ただし、原安全施設を を設定した。原安全施設を を設定した。原安全施設を を設定した。原安全施設を を設定した。原本の利用を確保を 定性を をはたり、とならものに限る。 の世替え後の住宅は、原則として「上が収害警察 定域等におけると砂収書物が出対策の推進に開する 定域等におけると砂収書物が出対策の推進に開する 定域等におけると砂収書物がよ対策の推進に開する 定域等におけると砂収書物が重めを第1項に担守する との表表を に関する主要の表表を に関する主要の表表を に関する主要の表表を が、は、のの表表を に関する主要の表表を のの表表を をしています。 のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を ののまれた。 のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を のの表表を ののまれた。 のの表表を ののまれた。 のの表表を のの表表を ののまれた。 ののまれたる。 ののまれたる。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれたる。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれた。 ののまれたる。 ののまれたな。 ののまれた。 ののまれたる。 ののまれたな。 ののまれたななな。 ののまれたな。 ののまれたな。 ののまれたな。
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点) 及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急 輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4 分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内 の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町 村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 ただし、要務金安全確認大規模建築物にあって は、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する 額以内の額とする。

### 旧

# 別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

||表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

別表第1-1	(第3条第1項第1号関係)		
補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者		市町村	
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に 要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は 建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注 1)	面積1,000 ㎡以内の部分は3,670円/㎡以内面積1,000 ㎡以内の部分は、1570円/㎡以内部積2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内部積2,000㎡以内の部分は1,050円/㎡以内ただし、設計販費の復元、第二名機関(注3)の課定等の過費の耐震影飾に要する費用以外の開発等に要する場合は157万円を限度として知業することができる。	耐膜改修費補助事業の補助対象限度額に設計科率 (注 4) を乗じた額	回耐機化が必要な建築物の延床面積 (平方メートル)×51、200円 20 免費工法等特殊な工法による耐震放修又は大財権な地震が発生した時にその利用を確保する必要からと、 通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要からは、のにかかわらず、耐寒化が必要な健築物の経床面積 (平方メートル)×82、800円 30 免費工法等特殊な工法による建替工事にあっては、耐費化が必要な健築物の経床面積 (平方メートル)×32、600円を限度としてのに加算すことができる。(ただし、免費工法等特殊な工法とよびき替えのために要する経費で知事が必要とまなができる。(ただし、免費工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要とより、(たばし、免費工法等特殊な工法のにかまり、(たばし、免費工法等特殊な工法のより、(たばし、免費工法等特殊な工法のより、(たばし、免費工法等特殊な工法のより、(たばし、免費工法等特殊な工法のより、(たばし、免費工法等特殊な工法、(たび、)のより、(など、)など、(など、
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について 技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日 国土交通省合計所第184号)に基づき実施する耐震診 断であること。 「国際診断の結果・何様の危険性がある」と判断されたものであること。 「国際診断の結果・何様の危険性がある」と判断されたものであること。 「国際診断の結果・何様の危険性がある」と判断されたものであること。 「国際に対して安全な構造とする目の特定行象でによる動き又は循環改修促進法に基づく指導 を受けたりのであって、建築基準法(昭和25年建律第201号)に基づく耐震改修に係る命令 を受けていないものであること。 「国際総数と全権認定と関係建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている は位置付けられることが確実なものであること。		
補助要件		13.世直刊 の社のことが機会人もかじめる。。 恋要安全能費用配蔵職等場 防災拠点 にあっては、大規模と地震が発生した場合においてその 利用を機体する構造(住当)となるものに限る。 毎設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手 するものに限る。	回前鍵の修文は建替の結果により、地震に対し 安全な構造となるもの。ただし、要な金練服計 部域が乗り、一般では、要な金練服計 のでは、大機会にはいてその利用を確保する がは、はおうなしたとは、 はなり、としており、海のでは、大機会には、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はなり、というないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点) 及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急 輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4 分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町 村の負担する額以内の額とする。	○産業が一小化 情質に応塞すに適日する 補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市 村の負担する額以内の額とする。 ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあって は、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する 額以内の額とする。

## 別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

#### 別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額(注1)	面積1,000 ㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000 ㎡以内の部分は 1,570 円/㎡以内 面積2,000 ㎡以内の部分は 大だし、設計図書の復元、第二者機関(注3) の 野定等の適常の耐震診断に変する費用以外の費用 を要する場合は1577円を限度として加算すること ができる。	対象となる極繁物の除却に要する経費の限度額に 設計料率 (注 4) を乗じた額	対象となる継条物の 健床面積 (甲ガメートル) ×51,200円 ただし、住宅 (マンションを除く。) にあっては 経床面積 (平ガメートル) ×34,100円 マンションにあっては 経床面積 (平ガメートル) ×50,200円
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画総職業務 (的民規点を除く、) であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築館かまれて当該市町村の所有権以外の権利が耐されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権以格棚助要件			
	「職業物の創業診断及び創表改修の実施について 技術上の簡単となるべき事項」(平成18年1月25日 (創除) 国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診 財であること。		
補助金の額 (注 2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 (注3) 医存権契約耐震勢が、改修等権達を回来・トワーク委員会に登録した新撰判定委員会又は知事が認める機関とする。 (注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と地築設計料率との合計とし、延採面積が同表の区分間の値である場合は、 表2に定める事定式により第日した率(小数点3位以下の機数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。 (注5) 別表第3要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震攻修計画基準に基づく構造等とする。

## 別表第3(略)

点検表1,2(略)

## 別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

別表第1-2 (第3条第1項第2号関係)

補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
(1.6.27	面積1,000 ㎡以内の部分は3,570円ノポ以内 面積1,000 ㎡を超えて2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円ノポ以内 面積2,000 ㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計四番の復元、第二者機関(往3)の 罪定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用 を要する場合は1577円を限度として加算すること ができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に 設計料率 (注 4) を乗じた額	対象となる聴案物の 延床面積 (平方メートル) ×51,200円 ただし、住宅 (マンションを除く。) にあっては 延床面積 (平方メートル) ×34,100円 マンションにあっては 延床面積 (平方メートル) ×50,200円
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
対象となる建築物は式に掲げる要件に践当するものであること。 (1) 要欠金融影計輸金融解験(防災税金除(よ)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ客付をされた軽繁物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が耐されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が耐されていないもの。			
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について 技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診 断であること。	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するもの (1) 耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判 (2) 地震に対して安全な構造とする自の特定行為 指導を受けたものであって、建築基準法( 係る命令を受けていないものであること。	断されたものであること。  庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 (注3) 既存極級的耐震勢が、改修等権連を回来・トワーク委員会に登録した制費判定委員会又は知事が認める機関とする。 (注4) 数計料率は、表1に定める基本設計料率と機築設計料率との合計とし、経圧面積が同表の区分間の値である場合は、 表2に定める事定式により第日した率(小数点3位以下の機数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。 (注5) 別表第3要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

### 別表第3(略)

点検表1,2(略)

新	旧
第1号様式(第4条関係) 第 号 令和 年 月 日 高知県知事 様	第1号樣式(第4条関係) 第 号 令和 年 月 日 高知県知事 様
補助金交付申請書	補助金交付申請書
高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。 記 1 補助事業の目的及び内容	高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。  記 1 補助事業の目的及び内容
2 交付申請額 金 円  3 添付書類 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(防災拠点)は(1)~(10)及び(12)、緊急輸送道路等沿道建築物除却事業は(1)~(3)と(11)及び(12)、その他は(1)~(3)及び(12) (1)事業計画書(別紙1) (2)交付申請額内訳書(別紙2) (3)収支予算書(別紙3) (4)改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し(5)見積書の写し(6)建物配置図及び補助対象建物の各階平面図(7)補助対象建物の建築年月日が確認することができる書類(8)補助対象建物の所有権が確認することができる書類(8)補助対象建物の所有権が確認することができる書類(9)付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)(10)一括設計審査(全体設計)を受けている場合は承認書の写し(11)補助対象建物が、当該市町村に寄付されたものであることがわかる書類(12)(1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類※ただし、別紙4の申請時に添付しているものは省略することができるものとする。	2 交付申請額 金 円  3 添付書類 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(防災拠点)は(1)~(10)及び(12)、緊急輸送道路等沿道建築物除却事業は(1)~(3)と(11)及び(12)、その他は(1)~(3)及び(12) (1)事業計画書(別紙1) (2)交付申請額內訳書(別紙2) (3)収テ育書(別紙3) (4)改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別紙4)又は要安全確認計画記載建築物として位置づけられることが確実であることを証する書面の写し(5)見積書の写し(6)建物配置図及び補助対象建物の各階平面図(7)補助対象建物の建築年月日が確認することができる書類(8)補助対象建物の所有権が確認することができる書類(8)補助対象建物の所有権が確認することができる書類(9)付近見取り図及び建物外観写真(対象建築物がわかるもの)(10)一括設計審査(全体設計)を受けている場合は承認書の写し(11)補助対象建物が、当該市町村に寄付されたものであることがわかる書類(12)(1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類(新設)
第2号様式~第7号様式(略)	第2号様式~第7号様式(略)